

労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日：令和7年7月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(株) 双葉製作所	東京都台東区	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第537条	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるに当たり、荷の落下による危険の防止措置を講じなかったもの	R6. 11. 8送検
個人事業主	秋田県大館市	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第518条第2項	高さ3.4メートルの梁の上で作業させるに当たり、墜落防止措置を講じなかったもの	R6. 11. 8送検
(有) 堀内工務店	秋田県北秋田市	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第519条第1項 労働安全衛生規則第526条第1項	高さ2.5メートルの作業床の上で作業させるに当たり、墜落防止措置を講じず、かつ、安全に昇降するための設備を設けなかったもの	R6. 11. 8送検
(有) 米澤木材	秋田県北秋田市	R7. 2. 14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の96 労働安全衛生規則第151条の103 第1項	車両系木材伐出機械を用いて作業させるに当たり、主用途以外の用途に使用させ、かつ、物体の飛来等のおそれのある危険箇所に労働者を立ち入らせたもの	R7. 2. 14送検
さくら板金（株）	秋田県秋田市	R7. 2. 18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条第1項	ドラグ・ショベルを用いて、木の伐採作業等を行うにあたり、接触することにより危険が生じる箇所に労働者を立ち入らせたもの	R7. 2. 18送検
大館桂工業（株）	秋田県大館市	R7. 4. 22	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R7. 4. 21送検
(株) ベジリンクあきた男鹿	秋田県男鹿市	R7. 6. 18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の73 第1項	あおりのある貨物自動車の荷台の最高1.8メートルの高さに積み上げられた稲わらの上に労働者を乗車させて走行したもの	R7. 6. 18送検